

教 生 学 第 3 8 1 号
令和3年(2021年)7月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

このことについては、令和3年(2021年)7月1日付け教生学第322号通知を踏まえ対応いただいているところですが、児童生徒の中には、感染症拡大に伴う学校行事の中止・延期など教育環境の変化や家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えているものと考えられます。

また、国の自殺対策白書で指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、長期休業明けにかけて増加する傾向があり、本道の相談窓口には、7月以降、自傷行為や希死念慮などの相談があることから、学校での自殺予防の取組の徹底が重要です。

つきましては、各学校においては、次の事項について、校長のリーダーシップのもと、改めて全教職員で共通理解を深め、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期すようお願いします。

記

1 学校における早期発見に向けた取組

- (1) これまでの学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や教育相談の結果等をもとに、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援も含め、心の健康問題に適切に対応すること。
- (2) 不登校または感染不安により出席をしていない児童生徒については、これまで教育相談の機会が十分ではないこともあるため、夏季休業期間中において、教育相談を実施するなどして、きめ細かに児童生徒の状況を把握すること。
- (3) 夏季休業明け前後の時期は、当該児童生徒の心身の状況の変化に注意し、自殺を企図する兆候が見られた場合は、特定の教職員で抱え込まず、スクールカウンセラー等の専門家や医療機関等と連携し、学校が迅速かつ組織的に対応すること。

2 家庭や地域での見守りの促進

- (1) 保護者が児童生徒の悩みや心身の変化等について気兼ねなく相談することができるよう、学校の相談窓口や別添の「児童生徒の相談窓口一覧」を周知すること。
- (2) 地域における児童生徒の見守り活動については、特に夏季休業明け前後の時期に、学校と地元警察署等の関係機関・団体等との連携を強化し、実施すること。
- (3) 学校や市町村教育委員会で実施するネットパトロールについては、平常時よりも実施頻度を上げるなど集中的に実施すること。

(生徒指導(問題行動等)係)

主な相談窓口（北海道）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、LGBT、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれないなど、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または # 8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。